

*English follows Japanese.

番号	項目	内容
1	奨学金No.	29
2	奨学金名称	SGH財団(特別)
3	応募方法	学内選考あり(推薦者数は2名)
4	支給額	月額18万円
5	支給期間	2025年4月から2027年3月までの2年間。
6	応募資格・条件	<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジア諸国(ASEAN加盟国：ブルネイ・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム)の国籍を持つ私費留学生 ・2025年4月1日現在で35歳未満であり博士後期課程の2年生、4年制博士課程の3年生又は一貫制博士課程の4年生に進学する者(ただし春期入学のみ対象であり秋期入学は対象外である)。 ・学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。 ・他の奨学金を受けていない者。 ・奨学金の給付期間中において、財団が主催する次の交流会・採用証書授与式に出席できる者。 <ul style="list-style-type: none"> - 交流会：2025年10月18日(土)～19日(日)開催予定 - 採用証書授与式：2025年10月20日(月)開催予定 ・奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者。
7	奨学生の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の給付期間中において、財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席すること。 ・財団が奨学生に学業・研究などについて照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。 ・学位を取得した時点で、学位授与証明書(コピー可)を提出すること。
8	日本語能力	奨学生申請書は日本語で本人の手書きでの作成が必要(留学目的・修了後の計画等の作文を含む)。
9	応募期間	2025年1月23日(木)～2月21日(金) 17時
10	学内選考結果発表	2025年3月5日頃 応募者のうち推薦が決定した者に対し大学メールにて通知する。学内選考結果発表日にこの通知メールが届かない応募者は、非推薦とする。
11	学内選考で提出する書類	(1)学内選考用申請書 (2)成績証明書
12	財団へ提出する書類	<p>(学内選考を通過した場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)奨学生申請書(所定の様式) (2)指導教員等の推薦書理由書(所定の様式) (3)在留カードの表面および裏面の写し(所定の様式) (4)成績証明書(修士終了時の成績証明書) (5)GPA証明書(成績証明書にGPAが記載されている場合は、提出しなくてもよい) (6)在学証明書(入学予定者は、入学許可書または合格通知の写し) <p>*このうち、(1)は本人が日本語で手書きしなければならない。</p>
13	備考	財団の選考過程で、面接(Web含む)を行う場合がある。

(This document is translated using the AI translator DeepL.)

No.	Item	Contents
1	Scholarship No.	29
2	Name of Scholarship	SGH Foundation Scholarship (Doctor)
3	Application Process	on-Campus Selection (Number of nominees: 2)
4	Stipends	¥180,000 / month
5	Duration	2 years from April 2025 to March 2027
6	Eligibilities and Disbursement Requirements	<ul style="list-style-type: none"> • Privately financed international students with nationalities from ASEAN countries, including Brunei, Cambodia, Indonesia, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, and Vietnam • Those who are under 35 years old as of April 1, 2025 and entering the second year of a doctoral program, the third year of a four-year doctoral program, or the fourth year of an integrated doctoral program (spring enrollee only, fall enrollee is not applicable). • Applicants must be in good academic and personal standing, in good health, and in need of financial assistance. • Applicants must not be receiving any other scholarships. • During the scholarship period, the scholarship recipient must be able to attend the following social events and certificate awarding ceremony hosted by the Foundation. <ul style="list-style-type: none"> - Social event: Scheduled to be held on October 18 (Sat.) - 19 (Sun.), 2025 - Certificate Conferral Ceremony: Scheduled to be held on Monday, October 20, 2025 • Those who can actively cooperate in exchange activities as alumni after the scholarship period ends.
7	Scholar Obligations	<ul style="list-style-type: none"> • During the scholarship period, the scholars must attend the social events and certificate awarding ceremonies hosted by the Foundation. • If the Foundation requests the scholars to make inquiries about their studies, research, etc., they must submit a report on these inquiries. • Upon completion of the degree, submit the "Doctoral Degree Award Certificate" (a copy is acceptable).
8	Japanese Language Proficiency	The application documents must be written in Japanese by your hand (Includes four essays on the purpose of study abroad, research, etc.).
9	Application Submission Period	Thursday 23 January - Friday 21 February 2025, 17:00.
10	On-campus selection results	Around March 5, 2025 Applicants who are selected for recommendation will be notified by Kyushu University Primary Mail Service. Applicants who do not receive this notification email on the day on-campus selection results are announced will be considered non-recommended.
11	Required Documents (for on-Campus Selection)	(1) Application form for on-campus Selection (2) Transcript(a copy is acceptable)
12	Required Documents (for Foundation)	<p>If you pass the on-campus selection process, the following documents are required.</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) Scholarship Application(prescribed form) (2) Recommendation letter from the supervisor, etc (3) Copies of the front and back of the resident card (4) Transcript(Master's degree transcripts) (5) GPA certificate (If the GPA is listed on the transcript, it does not have to be submitted) (6) Certificate of enrollment(A copy of the letter of acceptance (letter of admission) for those who plan to enroll in a graduate course) <p>No. 1 must be hand-written in Japanese by your hand.</p>
13	Comment	Interviews (including web-based) may be conducted as part of the Foundation's selection process.

2025 年度

私費外国人留学生特定奨学生募集要項

2025 年度特定奨学生募集について、博士学位取得を目指す日本の大学の大学院博士課程に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「特定奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

特定奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2025 年 4 月 1 日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

- （1）博士後期課程 2 年次、4 年制博士課程（医・歯・獣医・薬学部）3 年次又は一貫制博士課程 4 年次に進学する 35 歳未満の者。
- （2）学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- （3）他の奨学金を受給していない者。
- （4）奨学金の給付期間中において、当財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者。

交流会：2025 年 10 月 18 日（土）～19 日（日）開催予定

採用証書授与式：2025 年 10 月 20 日（月）開催予定

- （5）特定奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注 1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。

フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注 2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受給していない者をいう。

注 3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

2. 特定奨学生採用予定人員

5 名程度

3. 奨学金

特定奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 180,000 円を毎月 5 日迄に給付する。

4. 奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は 2 年間とする。(2025 年 4 月から 2027 年 3 月まで)

5. 応募の手続き

- (1) 特定奨学生に応募する留学生は、大学院博士後期課程〈別紙様式 3-1、3-2〉(様式 3-2-3、3-2-4 のみ本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可) の申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。申請には、所定の用紙内に収まるように記入すること。なお、すべての申請用紙に自筆で日本語で記入すること。(ダウンロード可の様式を除く)

【注意】 記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 指導教員等の推薦理由書〈別紙様式 3-3〉
(本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可)
- イ. 在留カードのコピー(表裏)〈別紙様式 3-5〉
- ウ. 学業成績証明書(修士修了時の成績証明書を提出)
- エ. GPA 証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)
- オ. 在学証明書

- (2) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書〈別紙様式 3-4〉を添え、本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> のSGH特定奨学生申請フォームより推薦する。

6. 応募締切日

2025 年 4 月 17 日(木)

7. 選考及び決定

本財団は、5 により大学から推薦(大学院博士後期課程 2 名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。なお、選考過程によっては、面接(Web 含む)を実施する場合がある。

(2025 年 5 月下旬頃を予定)

8.奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、特定奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。

- (1) 特定奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 特定奨学生の学業又は性行等の状況により、特定奨学生として適性を欠くと認められるとき。

9.奨学金の復活

8により、奨学金の給付が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算2年間とする。

10.奨学金の打ち切り

特定奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒等の処分を受け、成業の見込みがないと判断される時。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。
ただし、指導教員の転勤等により特定奨学生が転学又は進学する場合を除く。
- (4) その他本財団特定奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断される時。

11.転 退 学

特定奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。

12.返 納

奨学金の給付後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

13.報告書の提出

本財団が、特定奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。また、学位を取得した時点で、学位授与証明書（コピーも可）を提出すること。

14.届出の義務

特定奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届出なけ

ればならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、所属大学又は家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 本人、保証人及び家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15.注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受給している学生については、給付対象者とししない。

個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。